

PL病院臨床研修管理委員会規程

(名称および目的)

第1条 PL病院は医師臨床研修の目的達成と研修内容および研修環境の充実に図り、臨床研修プログラムおよび臨床研修医の管理、評価等を行うことを目的として、PL病院臨床研修管理委員会(以下「委員会」という)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

1. 臨床研修プログラムの作成、内容の見直し、プログラム間の調整、管理に関する事。
2. 臨床研修システムの統括管理、評価、改善、研修環境の整備に関する事。
3. 臨床研修医の教育、指導、研究、診療等の管理に関する事。
4. 臨床研修医の受入れ、採用、評価に関する事。
5. 臨床研修医の研修中断、再開、修了評価および認定に関する事。
6. その他、医師臨床研修に関する事。

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

1. 病院長
2. プログラム責任者
3. 副プログラム責任者
4. 必修研修科目および選択必修科目責任者
5. 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
6. 臨床研修協力施設の研修実施責任者
7. 看護部門の責任者
8. 事務部門の責任者
9. コメディカル部門の責任者
10. 臨床研修医の代表者
11. 院外の有識者(外部委員)
12. その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、病院長をもってあてる。

2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長に事故があるときは、プログラム責任者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(開催)

第6条 委員会は原則として年に3回定期開催し、その他に委員の開催要求に基づき委員長が必要と認めたときに開催する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、委員会事務担当者（PL病院 臨床研修センター職員）において処理する。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、会議において行う。

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

平成22年1月16日第1回改定

平成25年11月15日第2回改定

平成30年3月9日第3回改定